

平成 19 年 12 月 7 日

## 社外調査委員会の報告に対する当社の対応について

株式会社整理回収機構  
代表取締役社長 奥野 善彦

当社の古川史高常務執行役員が、当社債務者の連帯保証人らに関連してとつた一連の言動について、本年 9 月に社外調査委員会を設置して調査・検討をお願いしてきました。本日、当委員会の調査結果を踏まえ、その概要を発表し、常務の言動が社会一般に誤解を与えかねない行為であったことにつき、深くお詫び申し上げますとともに、あわせて当社の対応についてご説明します。

### 1 事案の概要

#### (1) 連帯保証人との弁済合意

当社は、平成 8 年、旧住宅金融専門会社から不動産業を営む B 社に対する貸付債権を譲り受け、譲受後、当該貸付債権の回収を行い、平成 17 年までには全ての担保物件の処分を完了していました。なお、B 社は、平成 11 年に清算手続を開始していました。

当社は、B 社の連帯保証人 A 氏側からの申し出を受け、平成 17 年 5 月から同年 10 月までの間に、A 氏との間で連帯保証債務約 111 億円について、一部弁済と残額に関する債務免除の任意交渉を行いました。

その交渉の結果、当社は、平成 17 年 10 月、A 氏が当社に金 4000 万円を任意に弁済するのと引き換えに残保証債務を免除する趣旨の弁済合意(以下「本件合意」という。)を成立させました。その後、当社は、平成 18 年 10 月、B 社に対する債権を D 債権回収株式会社に債権譲渡し、当該債権の処理業務を完了しています。

#### (2) 古川史高常務執行役員の言動

古川史高常務執行役員(以下「古川常務」という。)は、平成 11 年から当社の顧問弁護士でしたが、平成 16 年 6 月、当社の常務執行役員に就任しました。古川常務は、常務執行役員就任以来、企業再生本部を担当しており、B 社を所管する回収部門を担当したこともなく、本件合意に何らの影響も及ぼしておりませんでした。

古川常務は、常務執行役員就任後、参加費用は自己負担であるものの、A氏が参加することを知りながら知人の税理士が主催した平成16年9月、平成17年9月の海外旅行においてA氏と同道したり、旅行後の写真交換会その他の会合などに参加し、A氏と同席していました。

また、古川常務は、A氏の知人らから、A氏の債務問題について相談を受けた際、A氏らに対し、当社との交渉姿勢に関する助言をしたり、平成17年春頃、税理士に対し、A氏と当社との交渉代理人の選定につき意見を述べ、さらには、当該弁護士がA氏の代理人を受任後、当該弁護士からの相談に与かったりしました。

## 2 社外調査委員会への付議及びその結果

当社は、本年9月20日、社外調査委員会に本件合意に関する合法性、妥当性、古川常務の行為の適切性に関して、調査、検討を付議しました。

当社は、社外調査委員会から本年11月13日に調査結果及び見解をいただきました。

社外調査委員会からは、本件合意において当社の業務に不適切な行為はなく、また古川常務が影響を与えた事実もありませんでしたが、常務の行動は、社会一般に誤解を与えかねない行為であり、「役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が当社の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない」という当社役職員の倫理行動基準の趣旨に反するとのご意見をいただきました。

## 3 当該常務執行役員に対する処分及び監督責任

当社は、本年12月7日付で、古川常務に対し厳重注意を行い、古川常務より同日付で辞任の届出があったことから、当社はこれを受理しました。また同常務に対する退職金については20%減額することとしました。

また、古川常務を監督する立場にあった者として、奥野代表取締役社長については月額報酬の20%を1ヶ月、志田代表取締役社長代行については月額報酬の10%を1ヶ月、減額することとしました。

## 4 改善対応策について

当社は、社外調査委員会の報告を踏まえ、コンプライアンス態勢を以下のとおり強化しました。

① 役員行動準則の制定

社外調査委員会から役員の言動に関する基準を制定すべきであると提言いただいたことを踏まえ、役員行動準則を制定しました。

② 倫理規程その他関係規程の改正

当社の利害関係者でない第三者主催の会合等への参加に関する規律の明確化その他事前相談制の整備等を行いました。

③ コンプライアンス委員会の機能強化

これまで、コンプライアンス委員会は7名中2名が社外委員でしたが、より透明性を高め、社外の有識者の意見を当社のコンプライアンス態勢に反映させていくため、今般、委員長に社外の有識者を充てることとし、7名中3名が社外の有識者から選任される構成としました。

なお、委員長には、前東京高等検察庁検事長である弁護士上田廣一氏にご就任をお願いし、本年12月3日、同氏を委員長として選任しました。

当社としては、今後、一層、コンプライアンス態勢の充実、強化を図り、回収、再生業務に取り組んでいく所存です。

以上